| 件 名 愛媛県在宅介護研修センター管理条例 |
|--|
| |
| 根拠法令等 |
| 【 制定の概要】 |
| 在宅介護研修センターの業務、指定管理者の管理の基準及び業務の範囲等について定める。 |
| |
| (1) 介護を必要とする高齢者を支える家族、ボランティア、介護に関する施設の職員等に対する在宅介護 |
| の研修に関すること。 (2) 介護に関する相談に関すること。 |
| (3) 介護に関する情報の提供に関すること。 |
| (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関すること。 |
| |
| 2 指定管理者の業務及び権限 (1) センターの業務(介護に係る研修、相談、情報提供及び連絡調整)の実施 |
| (1) センターの実務(1) 護にふる研修、相談、情報症法及び連絡調整)の実施 (2) センターの維持管理 |
| (3)研修計画の作成、受講生の決定等 |
| |
| 3 利用時間 午前9時から午後5時まで(宿泊室は翌日の9時まで) |
| 4 休 館 日 月曜日及び年末年始 |
| 5 研修の受講 指定管理者が定める研修計画・手続に従い、応募者の中から指定管理者が決定する。 |
| 6 そ の 他 利用を制限する場合の規定を整備 |
| 施行日 平成 16 年 4 月 1 日 |
| 【その他参考事項】 |
| 1 設置の背景 |
| 在宅介護を中心とする「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立が急務 |
| 社会的コストである介護給付費の増加の抑制が急務 |
| 2 政策目標 介護ボランティア・介護家族を今後10年間でそれぞれ約1万人の研修を行う。 |
| 3 設置場所 松山市末町甲9-1 旧湯やま荘(東レ健康保険組合から購入) |
| 4 条例に伴う予算関連措置等 |
| 購入整備費【在宅介護研修センター整備費】(146,320千円)(12月補正予算) |
| 5 その他 |
| 研修受講者が実践活動を体験できる場として、センター内で、団体の自主事業としてデイサービス |
| 等の介護サービス事業を実施。 |
| |